



特別座談会



改訂品質管理基準を踏まえた 品質管理基準委員会報告書の 改正等の背景と重要論点について

日本公認会計士協会
監査基準・品質管理基準担当
常務理事

しむら
志村 さやか

監査基準委員会 委員長

ながつか げん
長塚 弦

品質管理基準委員会
監査事務所における品質マネジメント
起草委員会 起草委員長

おざき たかゆき
尾崎 隆之

品質管理基準委員会
審査起草委員会 起草委員長

しま よしひろ
島 義浩

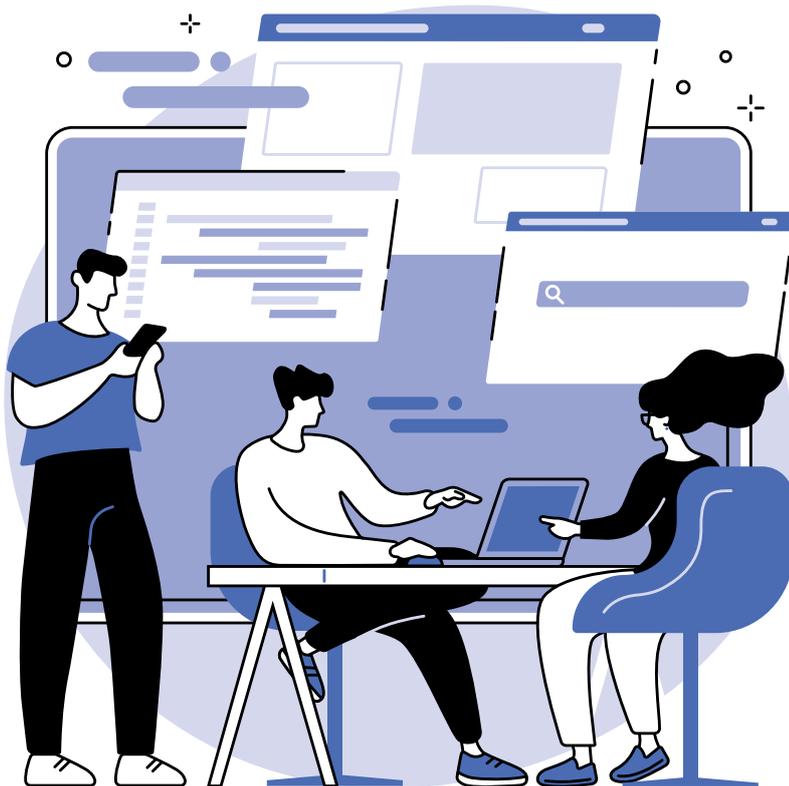
監査基準委員会 監査業務における
品質マネジメント起草委員会
起草委員長

ふくやま さとこ
福山 哲子

日本公認会計士協会は、2022年6月に改正品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び改正監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」を公表いたしました。

今回は、これらの報告書の改正に携わった関係者の皆様にお集まりいただき、座談会を実施し、改正等の背景やポイントについてお話を伺いました。実務にも資する内容となっておりますので、ぜひご一読ください。 (編集部)

※座談会は2022年7月上旬に実施いたしました。座談会参加者の肩書は座談会当時のものを記載しています。



I はじめに

志村 2020年12月、国際監査・保証基準審議会(The International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB)は監査事務所の品質管理の強化等を目的としてISQM1¹、ISQM2²及び改訂ISA220³を公表しました。

我が国においても、2021年11月16日付けで、「監査に関する品質管理基準の改訂に関する意見書(企業会計審議会[2021])」(以下「改訂品質管理基準」という。)が公表され、2023年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査からの実施が求められています⁴。

日本公認会計士協会ではこの改訂品質管理基準の実務の指針として、ISQM1、

2及び改訂ISA220をベースとした改正品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(以下「改正品基報第1号」という。)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(以下「品基報第2号」という。)及び改正監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(以下「改正監基報220」という。)を2022年6月に公表しました。

今回は、これらの報告書の改正等のポイントについて、監査基準委員会委員長として全体の取りまとめにご尽力いただきました長塚さん、品質管理基準委員会及び監査基準委員会の起草委員長として各報告書の起草作業に主体となって取り組んでいただきました尾崎さん、島さん、福山さんにお伺いしていきたいと思ひます。

の主なポイントを尾崎さんにお伺いしたいと思います。

志村 さやか氏



尾崎 改正品基報第1号はISQM1をベースとして改訂品質管理基準の内容を反映したものであり、主に監査事務所の品質管理システムに関する要求事項を定めています。

(※本章内の()内の項番は改正品基報第1号の項番を示している。)

改正品基報第1号の全体像は以下の

【図表1】のとおりです。

改正品基報第1号において、監査事務所の品質管理システムとは、以下の合理的な保証を提供するために監査事務所が整備及び運用するシステムとして定義しています(第16項(24))。

- 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること
- 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

なお、この品質管理システムは継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化に対応して運用されるべきものであり、一方向で直線的に運用されるものではない旨規定しています(第6項)。

改正品基報第1号ではこの品質管理システムの構成要素として、次の9項目を挙げています(第6項)。

II 改正品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の概要

1. 監査事務所の品質管理システム

志村 まず、改正品基報第1号について

図表1 改正品基報第1号の全体像

| |
|-----------------|
| 品質管理システム |
| 監査事務所のリスク評価プロセス |
| ガバナンス及びリーダーシップ |
| 職業倫理及び独立性 |
| 監査契約の新規の締結及び更新 |
| 業務の実施 |
| 資源 |
| 情報と伝達 |
| 特定の対応 |
| モニタリング及び改善プロセス |
| ネットワーク |
| 品質管理システムの評価 |
| 文書化 |
| 監査事務所間の引継 |
| 共同監査 |

品質管理システムの構成要素

※ 赤字は我が国の「監査に関する品質管理基準」に基づき追加した項目



- (1) 監査事務所のリスク評価プロセス
- (2) ガバナンス及びリーダーシップ
- (3) 職業倫理及び独立性
- (4) 監査契約の新規の締結及び更新
- (5) 業務の実施
- (6) 監査事務所の業務運営に関する資源
- (7) 情報と伝達
- (8) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- (9) 監査事務所間の引継

なお、このうち(9)の監査事務所間の引継についてはISQM1では構成要素として挙げられていませんが、改訂品質管理基準において品質管理システムの項目として設けなければならない旨が規定されているため、改正品基報第1号においても規定している点留意が必要です。

また、品質管理システムに関する責任の所在に関して、監査事務所に対し以下の(1)から(3)の各責任の割当を求めています(第20項)。

- (1) 品質管理システムに関する最高責任。当該責任は、監査事務所の最高責任者又は監査事務所の業務執行理事(若しくはそれに相当するもの)、又は適切と判断される場合、監査事務所の理事会(若しくはそれに相当するもの)に割り当てられなければならない。
- (2) 品質管理システムの整備及び運用に関する責任
- (3) 品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任。これには、以下の運用に関する責任が含まれる。
 - ① 独立性に係る要求事項の遵守
 - ② モニタリング及び改善プロセス

なお、品質管理システムに関する責任について、改訂品質管理基準では監査事務所の最高責任者は品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負う旨規定しており、改正品基報第1号では監査事務所が第20項において品質管理システムに関する最高責任を監査事務所の最高責任者以外に割り当てた場合においても、監査事務所の最高責任者は品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負う旨追加しています(第20-2JP項)。

尾崎 隆之氏



志村 監査事務所の品質管理システムについては従来の品基報第1号においても定めがありましたが、その構成項目は改正品基報第1号では構成要素として位置付けられ、その内容についても変更されているものもありますね。

2. 監査事務所のリスク評価プロセス

志村 次に、改正品基報第1号では監査事務所の品質管理にいわゆるリスク・アプローチが導入されたとのことですが、どのような内容かご説明いただけますか。

尾崎 改正品基報第1号では品質管理システムの構成要素の1つである監査事務

所のリスク評価プロセスにおいて、以下の①から③のステップによるリスク・アプローチの適用を監査事務所に求めています(第7項及び第8項)。

- ① 品質管理システムの各構成要素に関連して、監査事務所によって達成されるべき成果を「品質目標」として自ら設定する。
- ② 設定した品質目標の達成を阻害する可能性のある事象を「品質リスク」として識別し、評価する。
- ③ 上記で識別した品質リスクに対処するために、監査事務所により方針及び手続をデザインし、適用する。

①に関して、前述した品質管理システムの9つの構成要素のうち「ガバナンス及びリーダーシップ」、「職業倫理及び独立性」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「業務の実施」、「監査事務所の業務運営に関する資源」、「情報と伝達」、「監査事務所間の引継」の7つの構成要素について品質目標を設定することを求めています⁵。このリスク評価プロセスにおいては、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化を踏まえ、品質目標の追加、品質リスクや対応の追加又は追加した品質目標の修正の必要性を示唆する情報を識別するための方針又は手続を定め、そのような情報が識別された場合には追加した品質目標の修正、品質リスクの追加や再評価、又は追加の対応のデザイン及び適用を求めています(第27項)。

志村 日々監査業務に携わっている方々にとっては馴染みのあるリスク・アプローチですが、これを自らの監査事務所の品質管理についても適用していかなければならなくなるということですね。

3. 品質目標の設定が求められている 品質管理システムの構成要素

志村 先にご説明いただきました監査事務所の品質目標と関係して、品質管理システムの各構成要素についてもご説明いただけますでしょうか。

尾崎 品質管理システムの構成要素のうち、以下の7つについてそれぞれ品質目標を設定しなければならない旨、改正品基報1号では規定しています。

① ガバナンス及びリーダーシップ

監査事務所は、より質の高い監査業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという、監査事務所の役割や監査事務所の意思決定及び行動における品質の重要性等の品質管理システムを支援する環境を確立するために、ガバナンス及びリーダーシップに関する品質目標を設定しなければなりません(第28項)。

② 職業倫理及び独立性

監査事務所は、独立性を含む職業倫理に関する規定に従った責任を果たすために、監査事務所及びその専門要員等、それぞれの者に関する品質目標を設定しなければなりません(第29項)。なお、この「それぞれの者」には、ネットワーク、ネットワーク事務所、ネットワーク若しくはネットワーク事務所に所属の者、又はサービス・プロバイダー等も含まれます。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結又は更新を行うかどうかについての監査事務所による判断が、a. 業務の内容及び状況、並びに依頼人(経営者及び適切な場合には監査役等を含む。)の誠実性及び倫理的価値観に関する十分な情報及び職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、業務を実施する監査事務所の能力に基づいて

適切であること、また、b. 監査事務所の財務上及び業務上の優先事項が、契約の新規の締結又は更新についての不適切な判断につながらないことについての品質目標を設定しなければなりません(第30項)。

④ 業務の実施

監査事務所は、より質の高い監査の実施に対処するために、a. 監査チームが自らの責任を理解し果たすこと、b. 監査チームの指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに作業の査閲が、業務の内容及び状況、監査チームに割り当てられた資源に基づき適切であること、c. 監査チームは職業的専門家としての適切な判断を行い、また、監査業務の種類に応じた職業的専門家としての懐疑心の発揮、d. 専門的な見解の問合せの実施、e. 監査上の判断の相違の報告・解消、及びf. 監査調書の整理、維持・保存についての品質目標を設定しなければなりません(第31項)。

⑤ 監査事務所の業務運営に関する資源

監査事務所は、a. 人的資源、b. テクノロジー資源、c. 知的資源のそれぞれの資源に関して、適切な資源の取得、開発、利用、

維持、配分及び割当に適時に対処する、品質目標を定めなければなりません(第32項)。

⑥ 情報と伝達

監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処する、品質目標を設定しなければなりません(第33項)。

⑦ 監査事務所間の引継

監査事務所は、監査人の交代に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、後任の監査事務所に対して監査上の重要事項を伝達すること及び前任の監査事務所に対して監査上の重要事項について問い合わせを実施することについての品質目標を設定しなければなりません(第61JP項)。

また、このほかに改正品基報第1号では、第34項(1)から(6)に記載された各項目について、「特定の対応」として品質管理システムのデザインと適用に含めなければならない旨規定しています。この特定の対応の中には、品基報第2号に



従った審査に関する項目も含まれていません(第34項(6))。

志村 従来の品基報第1号では、例えば専門要員の採用、教育等の方針及び手続については言及していましたが、改正品基報第1号ではこれを資源として、専門要員等の人的資源のみならず、知的資源やテクノロジー資源についても定められているのですね。

長塚 そのとおりです。知的資源には、品質管理システムの運用を可能にし、また、一貫した業務の実施を促進するために、監査事務所が利用する情報が含まれます。例としては、文書化された方針又は手続、手法、業界や特有の事象に関する指針、会計に関する指針、調書のひな型又は情報源へのアクセス、例えば、企業に関する詳細な情報を提供するウェブサイトの購読又は業務の実施において一般的に利用されるその他の情報が挙げられます。

長塚 弦氏



テクノロジー資源は、ITアプリケーションが代表的ですが、監査事務所のIT環境の一部を構成するものです。テクノロジー資源は、監査事務所の様々な目的のために利用されることがあり、その一部は、品質管理システムに関係しないこともありますが、改正品基報第1号の目的に関連

するテクノロジー資源は、監査事務所の品質管理システムの整備又は運用に直接的に利用されるもの、業務の実施において監査チームが直接利用するもの、ITアプリケーションを支えるITインフラやITプロセス等、上記の効果的な運用を可能にするために不可欠なものが考えられます。

なお、この資源に関連して、改正品基報第1号では、品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する、監査事務所の外部の個人又は組織を「サービス・プロバイダー」として定義しています。これは改訂品質管理基準における「外部の業務提供者」と同義です。

4. モニタリング及び改善プロセス

志村 品質管理システムのモニタリングや改善プロセスについてはどのように規定されていますか。

尾崎 改正品基報第1号では、監査事務所に対し、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じることを達成するためにモニタリング及び改善プロセスを定めなければならない(第35項)旨等規定しています。

志村 品質管理システムの改善プロセスを通じて、いわゆる監査事務所のPDCAサイクルの実施が求められるようになるのですね。

5. その他

志村 その他に改正品基報第1号で新たに規定された主なポイントをご説明いただけますでしょうか。

尾崎 改正品基報第1号では、その他に①ネットワークの要求事項、②品質管理システムの評価、③適用の柔軟性という点について新たに規定しています。以下、

それぞれについて説明します。

① ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス

改正品基報第1号では、監査事務所がネットワークに属する場合に、(i)監査事務所の品質管理システムに関してネットワークが定めた要求事項、(ii)ネットワークが提供する全てのサービス又は資源(すなわち、ネットワーク・サービス)、(iii)ネットワークの要求事項を適用する又はネットワーク・サービスを利用するために必要な、全ての措置に対する監査事務所の責任のそれぞれについて監査事務所は理解しなければならず、自らの品質管理システムに対してはこれらのネットワークに関する事項にかかわらず監査事務所が自ら責任を負わなければならない旨(第48項)等が規定されています。

② 品質管理システムの評価

改正品基報第1号では、各監査事務所の品質管理システムについて、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者により、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、評価しなければならない旨等規定しています(第53項)。

なお、品質管理システムの評価の詳細は外部への公表を求められることとなりますが、その詳細は別途法令等により規定される予定であると理解しております。

③ 適用の柔軟性(Scalability)

改正品基報第1号においては、リスク・アプローチを適用する際には、監査事務所は、監査事務所の性質及び状況と監査事務所が実施する業務の内容及び状況を考慮することを要求しています(第10項)。

各監査事務所の品質管理システムの設計は、特にその複雑性や組織化の点において多様なものとなります。例えば上場

企業の財務諸表監査を含む、多種多様な企業に対して様々な業務を実施する監査事務所は、財務諸表のレビューや調製業務のみを実施する監査事務所に比べ、より複雑で組織化された品質管理システムとそれを支える文書化が必要となります。

改正品基報第1号の適用指針では、「より複雑な監査事務所」と「複雑でない監査事務所」における双方の場合を対比した形での例示を記載しています(A35項、A39項、A52項、A99項、A144項、A156項、A189項、A199項)。

志村 尾崎さん、長塚さん、ありがとうございました。特に最後にご説明いただいた「品質管理システムの評価」については別途法令等により一定の要件を満たす監査事務所においては品質管理システムの評価の詳細を外部へ公表することが求められることになると伺っており、今後留意する必要がありますね。

Ⅲ 品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」の概要

志村 次に今回新設された品基報第2号は従来の品基報第1号に含めて記載されていた審査に関する規定が独立し、内容を改訂し新設されたISQM2をベースとして改訂品質管理基準の内容を反映したのですが、その主なポイントを島さんにお伺いしたいと思います。

島 新設された品基報第2号は主に審査担当者の適格性や責任、審査の実施内容を明確化しており、主なポイントが5点あります。

(※本章内の()内の項番は品基報第2号の項番を示している。)

1. 審査担当者の適格性

審査担当者の適格性について、従前の

品基報第1号において規定されていた審査の実施のための適性及び能力と適切な権限を有することに加え、新たに審査を実施するための十分な時間の確保の要件が加えられています(第18項)。

また、上記に加え過年度に監査責任者を担当した後に審査担当者を選任された者によって生じる客観性への阻害要因に対応して、2年間又は職業倫理規定が求める場合はより長い期間のクーリングオフ期間を設ける旨が定められている点に注意が必要です(第19項)。

島 義浩氏



2. 審査担当者による補助者の利用

従来、審査について記載のなかった審査担当者による補助者の利用に関して、その適格性、審査担当者による補助者への指示、監督及び査閲等について新たに規定しています(第20項及び第21項)。

3. 審査の実施

品基報第2号では、審査担当者に対し、審査を実施する際に、以下の(1)から(7)の実施を求めています(第25項)。

(1) 以下の情報を通読し、理解する。

① 監査チームから提供される、

監査業務と企業の性質及び状況

② 監査事務所から提供される、監査事務所の品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に監査チームが行った重要な判断を含む領域に係る又は影響を与える可能性のある不備

(2) 監査責任者及び必要な場合には監査チームの他のメンバーと、監査業務の計画、実施及び報告における、重要な事項及び重要な判断を討議する。

(3) (1)及び(2)で得られた情報に基づき、監査チームが行った重要な判断に関する選択された監査調書を査閲及び評価する。

① 監査業務の種類に応じた重要な判断の根拠。なお、監査チームによる職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかを含む。

② 監査調書は、到達した結論を裏付けるかどうか。

③ 到達した結論が適切かどうか。

(4) 我が国における独立性に係る職業倫理に関する規定を遵守していると監査責任者が判断した根拠を評価する。

(5) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項又は監査上の判断の相違がある事項について必要に応じて適切な専門的な見解の問合せが行われたか、及び当該専門的な見解の問合せから生じた結論を評価する。

(6) 監査責任者が行った重要な判断及び到達した結論が監査業務の内容及び状況に照らして適切で



あると監査責任者が判断した根拠が得られるよう、監査業務の全過程を通じて監査責任者の関与が十分かつ適切であると判断した根拠を評価する。

- (7) 財務諸表及び監査報告書を検討する。該当する場合には、監査上の主要な検討事項の記述を含む。

4. 審査の文書化

監査事務所は、審査担当者が審査の文書化に責任を負うこと、及び審査の文書化とその文書が監査調書に含まれることを要求する方針又は手続を定めなければならない旨規定しています(第28項及び第29項)。

また、審査担当者及び該当する場合にはその補助者によって実施された審査手続の種類、時期及び範囲並びにその実施において到達した結論についての文書化が、以前に当該監査業務に関与していない経験豊富な監査人が理解するのに十分であることを、審査担当者は確かめなければなりません。また、審査担当者は、審査の文書化において以下を含むことを確かめなければなりません(第30項)。

- (1) 審査担当者及び審査の補助者の氏名
- (2) 審査担当者が査閲した監査調書の特定
- (3) 審査の実施に関して本報告書の要求事項が遵守されているかどうか及び審査が完了したかどうかについての審査担当者の判断の根拠
- (4) 監査チームが行った重要な判断又は到達した結論が適切でない懸念する場合の監査責任者への通知及び審査担当者の懸念事

項が解決されない場合に審査担当者は審査が完了できないことの監査事務所の適切な者への通知並びに審査が完了した場合に要求される通知

- (5) 審査の完了日

5. グループ監査の考慮事項

品基報第2号では審査の実施においては、グループの規模及び複雑さに応じて、グループ監査のために審査担当者として選任された者のための追加の検討事項が含まれる場合がある旨記載しています。その際、より大規模で複雑なグループ監査については、グループ監査の審査担当者は、例えば、構成単位の財務情報に関する監査手続を実施する監査責任者などの、グループ監査チーム以外の監査チームの主要メンバーと重要な事項及び重要な判断について討議することが必要な場合があります(A32項)。

志村 ありがとうございます。審査の内容、範囲や委託審査・合議制による審査については、品基報第2号ではどのように定めているのでしょうか。

島 改正品基報第1号と同様に品基報第2号においても、適用の柔軟性が規定されています。具体的には、要求される審査担当者の手続の内容、時期及び範囲については、監査業務又は企業の性質及び状況に応じて異なる旨規定しています。

なお、審査を要する業務の範囲について規定したISQM1における取扱いと異なり、我が国における改訂品質管理基準では、原則として全ての監査業務に審査を求めています。例外的に監査業務における審査を要しない業務の範囲については、従前と同様に改正品基報第1号の第34-2JP項にて、監査事務所は、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監

査又は任意監査(公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査)のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務として規定しています。また、監査事務所の外部の者による審査として委託審査制度を利用する場合や合議制による審査の場合については、品基報第2号においても従来の記載を踏襲しています。

志村 島さん、ありがとうございました。審査を要する業務の範囲については、従前の品基報第1号と変わらない旨理解しました。

IV 改正監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の概要

志村 改正監基報220は監査業務における品質管理に関する規定を改訂した改訂ISA220をベースとして改訂品質管理基準の内容を反映したものです。改正の主なポイントについて福山さんにお伺いしたいと思います。

福山 改正監基報220の主な改正に関する内容としては、監査責任者の責任の明確化、監査チームの範囲及び職業的専門家としての懐疑心が挙げられます。これらについて順にご説明します。

(※本章内の()内の項番は改正監基報220の項番を示している。)

1. 監査責任者の責任の明確化

監査責任者は、従前から監査事務所が定める品質管理システムに準拠し、監査業務の全体的な品質に責任を負うことを要求されていますが、改正監基報220ではこれに加えて監査責任者が監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与することの重要性が強調されています。監査

責任者は、個々の監査業務で品質を管理し達成する責任、個々の監査業務の状況に応じた、指揮、監督及び査閲の内容、時期及び範囲を決定する責任を負い、全体的な責任を果たす上で、監査責任者の関与が十分かつ適切であったことを確かめることが求められています。また、監査責任者の責任についての要求事項のうち、監査チームメンバーに対して割り当てることが認められる要求事項については「監査責任者は～に対する責任を負わなければならない」という表現を用いることにより、監査責任者自身が満たし、責任を果たさなければならない要求事項と明確に区別して記載しています(第9項)。

2. 監査チームの範囲

従来、監査チームに含まれる範囲としては監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者とされてきました。改正監基報220では、監査チームに含まれる

範囲は監査業務において監査手続を実施する者(外部の専門家を除く。)(第12項(4))とされ、監査チームの範囲が拡大しています。例えば、ネットワーク・ファーム外の構成単位の監査人(A17項)、サービス・デリバリー・センターで監査手続を実施する者(A18項)も含まれます。



福山 哲子氏

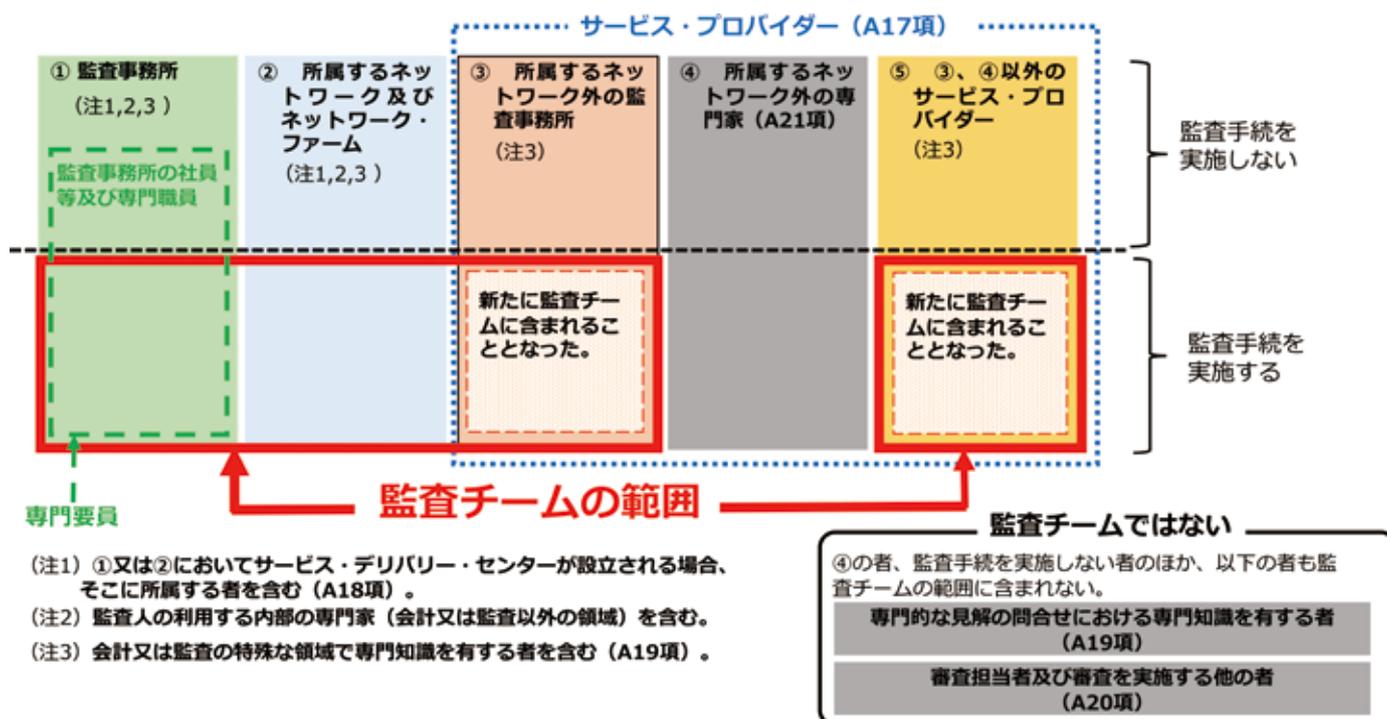
監査チームの範囲について図で表すと、図表2のとおりとなります。

3. 職業的専門家としての懐疑心

改正監基報220では、監査チームは監査基準委員会報告書200に基づき職業的専門家としての懐疑心を保持して監査を計画及び実施し、職業的専門家としての判断を行使することが要求されています。職業的専門家としての懐疑心の発揮は、監査チームの行動やコミュニケーションを通じて示される場合があり、このような行動やコミュニケーションには、監査人の無意識の偏向や業務運営に関する資源の制約等の、職業的専門家としての懐疑心が適切に発揮されない原因となり得る障害を緩和するための手順が含まれる場合があります(第7項)。

職業的懐疑心の発揮に対する障害として、予算の制約、厳しい期限、過度のプ

図表2 改正後の監査チームの範囲に係るイメージ図(A17項からA21項参照)





レッシュャーなどが挙げられています(A34項)。監査人の無意識の偏向(バイアス)は、職業的専門家としての懐疑心の発揮や合理的な判断を妨げる場合があり、可用性バイアス、確認バイアス、集団思考などが例として示されています(A35項)。また、職業的懐疑心の発揮に対する障害を緩和するための行動として、追加の資源の要請、より経験のあるメンバーの関与、監査チームの構成の変更などを記載しています(A36項)。

志村 ご説明ありがとうございます。改正監基報220では、改正品基報第1号において新たに定義されたサービス・プロバイダーも監査手続を実施している場合には監査チームに含まれることになるのですね。改正監基報220の主な特徴としてほかにございましたらお願いします。

福山 改正監基報220も改正品基報第1号や品基報第2号と同様、適用の柔軟性についての定めがあります。具体的には、改正監基報220ではその要求事項について、個々の監査の内容及び状況によって、例えば、以下のように適用することを意図している旨を規定しています(第8項)。

- (1) 複雑でない企業の監査など、監査が全て監査責任者によって実施される場合、本報告書の一部の要求事項は監査チームの他のメンバーの関与を条件としているため関連しない。
- (2) 監査が全て監査責任者によって実施されるものではない場合又は性質及び状況が複雑な企業の監査の場合には、監査責任者

は、手続又は業務に関する立案又は実施を監査チームの他のメンバーに割り当てることがある。

志村 福山さん、ありがとうございました。

V 報告書の作成方針について

志村 なお、今回の改正等により、報告書の作成方針について一部変更がありましたが、この点について長塚さん、ご説明いただけますでしょうか。

長塚 今回の各報告書の改正より、項番についてはISQM又はISA原文と整合するよう起草しています。ISQM又はISAに記載があっても我が国で採用していない規定については「欠番」としており、項番は繰り上げないようにしています。また、従来は報告書の末尾に記載していました報告書の適用時期についても、ISQM又はISA原文の項番で記載しています。一方、ISQM又はISA原文には記載がないが我が国独自で追加した規定については、項番に「JP」を挿入し、ISQM又はISA原文と記載の差異を明確にしています。この方針は今後も各報告書の改正に適用していく予定です。

志村 長塚さん、ありがとうございました。

VI おわりに

志村 今回の改正品基報第1号、品基報第2号及び改正監基報220の主な概要について、大変よく理解することができました。会員の皆さまにおかれましては、改正品基報第1号における品質管理システム

を整備、運用し、その結果を評価するための監査事務所の体制づくり、品基報第2号における審査に関する各要求事項への対応及び改正監基報220における新たな監査チームの範囲に従った監査業務の管理など、今後に向けた実務へのご対応をお願いしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

参考文献

企業会計審議会(2021)「監査に関する品質管理基準の改訂に関する意見書」金融庁

(注)

- 1 *International Standard on Quality Management 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements*
- 2 *International Standard on Quality Management 2, Engagement Quality Reviews*
- 3 *International Standard on Auditing 220 (Revised)*
- 4 改訂品質管理基準中、品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。また、改訂品質管理基準の早期適用も認められている。
- 5 改正品基報第1号は監査事務所が品質目標を追加することを妨げてはいない。

* 法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材

教材コード J 0 3 0 5 1 6



研修コード 3 1 0 1

履修単位 1 単位